



こんにちは!

印西市議会議員

series2 vol.7

ますだようこです

発行/増田葉子 2017.1.30 印西市内野2-1-6-202 TEL080-5082-0970 Fax0476-46-6809 e-mail/YFA49624@nifty.com
ホームページもご覧いただけます <http://www.masuda-yoko.com>

また新たな一年がはじまりました。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

さて、2016年最後の定例議会は、11月29日～12月21日の約1ヶ月間開かれ、報告も含めて計26議案が提出され、すべて原案どおりに可決成立しました。

12月議会の議案

①新条例の制定 1件

独自の「残土条例」がようやく制定された。改良土による埋立てを禁止するほか、届出を要する面積、周辺住民の承認のハードルを上げ、違反者には氏名の公表や罰則が強化された。

②条例の一部改正 7件 10本

- ・マイナンバー法などの改正に伴い、「個人情報保護条例」「マイナンバー利用条例」を改正。拡大利用の際の個人情報保護が規定された。
- ・常勤特別職と市職員の旅費日当を廃止するため、「常勤特別職の給与及び旅費条例」「職員の旅費条例」を改正。15年度からずっと特例で不支給としてきたものを、恒久的に廃止する。
- ・永治小学校が今年度で木刈小学校に統合閉校となるため「小学校設置条例」から削除。
- ・鹿黒で建設中の新学校給食センターを「中央学校給食センター」とし、高花、本埜、滝野の3学校給食センターを廃止するため、「学校給食センター設置管理条例」を改正。

- ・税制改正の施行に伴い「市税条例」を改正。自動車取得税の見直し、スイッチOTC医薬品の医療費控除特例など盛り込まれた。
- ・「国民健康保険税条例」で、課税上限をまた4万円引上げ。240世帯に計990万円の負担増に。
- ・人事院勧告に準じ「給与条例」を改定。職員給料がわずかに上がる。影響額は約3,300万円。

③条例の廃止 1件

視聴覚ライブラリーを廃止するため「設置条例」を廃止。インターネットの普及により役割を終えたとの判断。貴重な16ミリフィルム等は中央公民館に引き継がれる。

④補正予算 3件

- ・一般会計＝ニュータウン事業の未処分地が県からURに登記変更され、固定資産税が2億円増収。小学校トイレの洋式化改修費などで教育費に9億円追加されるなど、あわせて19億2,792万円の増額補正。
- ・下水道特別会計＝給与改定分の人件費92万円を一般会計から繰り入れる増額補正。
- ・介護保険特別会計＝増設する地域包括支援セ



ンターの備品費等で 504 万円の増額補正。

⑤財産の購入 1件

中央学校給食センター分の食器6,000 セット、食缶・調理用備品一式を1億363万円で、千葉市の(株)関東三貴から購入。

⑥指定管理者の指定 5件7施設

- ・印旛医科器械歴史資料館（一社法人 日本医科器械資料保存協会に5年間で1,224万円）
- ・総合福祉センター（社協・六親会共同事業体に3年間で3億6,605万円）
- ・小林子育て支援センター、小林・小林第2学童クラブ（社福法人 和泉会に5年間で1億688万円）
- ・高齢者就労支援センター（印西市シルバー人材センターに5年間で1,129万円）
- ・クリオネクラブ（NPO法人マール福祉会に3年間で5,996万円）

⑦市道の認定と路線変更 2件

東の原3丁目、牧の原6丁目などニュータウン地区の引継ぎ道路35路線と付随する変更6路線。

⑧契約の変更 1件

小林駅南口の自由通路建設工事で、雨水排水工事の変更で、153万円を追加契約。

⑨人事の同意 1件 人権擁護委員（新任）

⑩報告 3件

公用車の事故、公共施設での物損事故、「花火大会中止問題等調査特別委員会」からの報告。

⑪発議 1件 山本清議員への辞職勧告決議

良い事づくめ？指定管理

今議会では、上記⑥の通り、指定管理者の指定議案が5件ありました。そこで今回は、「指定管理者制度」（略して指定管）の現状とこれからの課題などをまとめてみます。

指定管は、いわゆる小泉構造改革のとき、「官

議会報告会

議会の報告と自由な意見交換の場です。
どうぞご参加ください。

日時：2月12日（日）
13:30～16:30

場所：中央駅前地域交流館
2号館3階 第5会議室

から民へ」の号令の中でスタートした制度です。それまで公共団体等にしか許されていなかった公共施設の管理委託を、民間法人も受託できるようになりました。印西市で本格的に導入されたのは平成18年度でした。

あれから10年、「指定管理」という言葉も広く浸透しました。昨年度に市が実施したアンケート調査でも「民間ノウハウを積極的に活用すべき」という意見が8割を超え、民間委託は「積極的に進めるべきこと」と捉えられているようです。

印西市の事務指針にも、「民間団体が参入することにより、民間独自のノウハウを活かした事業展開によって、市民サービスの向上が図れる」と書かれています。市民は良質な行政サービスが受けられ、市は人件費の抑制になり、受託する民間会社は新たなビジネスになる。まさに三方一両得。すべて描かれた通りとはいかなくても、よく考えてしっかり運用すればメリットの大きい制度だと思います。

受託側の「指定期間が短いと人材が育成できない」という意見から期間が見直され、現在は通常5年、評価が良好な場合は継続指定の仕組みもできました。

印西市では現在、駐輪場や学童クラブ、コミュニティセンターなど45施設、委託可能な公共

施設全体の38%が指定管となっています。白井市では公民館が、鎌ヶ谷市では図書館がすでに指定管です。印西市もいずれこれらの施設も視野に入ってくるものと思います。

どうやって誰が決めてる？

管理委託制度では、委託先は公共団体だけだったので、外部の目が入りにくく天下りの温泉などと言われました（一般論です）。指定管は広く門戸を開いていますので、公募が大原則です。指定までの流れをまとめます。

対象となる施設が、直営より指定管のほうが有利と判断されたら、まずは公募すべきかどうかを決めます。

公募せずに関係団体を指定する例も多くあり、今回の議案ではクリオネクラブや印旛医科器械歴史資料館がそうです。施設の設立に関与した団体や地縁団体など、その団体でないと何かと都合の悪い場合もあります。公募するかしないかは「選定委員会」が判断します。

公募だった場合は、応募者の中から候補を選定しますが、もちろん「選定委員会」の役割です。選定委員会で選ばれ、議案となって議会で審議され承認されて、初めて正式に指定されます。

指定期間中、利用者アンケートなどの「モニタリング」で高評価だったら、次は公募無しで継続指定となります。今回の議案では、小林子育て支援センターと学童クラブがこれです。このモニタリングの評価をするのも、継続指定を決定するのも選定委員会です。

選定委員会に市民目線を

場面、場面で決めるのは選定委員会です。そのメンバーはというと、副市長と各部長です。

同じメンバーでもう一つ、入札の指名審査会があります。対象施設の所管部長は審査に参加させないなど、この2つの会は同じようなルールで、もしかしたら同じような雰囲気でも運営されているものと思われます。つまり、あらぬ疑いをかけられぬよう公正を期し、コスト重視で、ということです。入札と指定管の選定は少し違うのではないかと、と思いますが…。道路を造るのと違い、施設の運営は直接市民と関わり、市民とともに作り上げていく側面をもつからです。

10年間も民間に委託していると、市の職員は、施設があることは知っていても、その現場で実際に何をやっているのか、どんな使われ方をしているのか、実は現場感覚がまったく分からなくなっているものと思います。

先述の事務指針には、「市は施設の設置者として責任を果たす立場から、指定管理者に対し適切な指導等を行う必要がある」と書かれていますが、現場を知らずに、報告書の字づらとモニタリングの点数だけで、果たして適切な「指導」ができるのでしょうか。

そうした問題を補うために、利用者の視点を選定に反映させる仕組み、市民の目線で評価する仕組みが必要だと思います。

白井市、柏市、佐倉市など近隣でも利用者代表の市民委員や公認会計士など民間の専門家が参画する例が増えています。入札と同じ感覚で身内で選定していいのかと思います。

今回の議案も、市民目線でみると、「受託団体の事務所なだけじゃない？」とか、「時代にあってないんじゃない？」というものもあったはず。市民とともにまちづくりをしていく意味でも、制度のメリットを生かすためにも、さらに改善していく必要があると思います。

「ルーティンワーク行政」どう受け止めましたか？

先だって、地域コミュニティ紙で、印西市役所は「ルーティンワーク偏重型組織」という記事が掲載されました。市政施行 20 周年記念花火大会中止の顛末から垣間見えた、市役所の組織体制への厳しい指摘です。当事者である職員の皆さんがどのように受け止められたのか質問してみました。合併以来、大きな業務ミスや不祥事がたびたび起きており、組織が制度疲労を起こしているように感じていました。根本的な見直しの必要性を問いました。

私の質問	市の答弁
ルーティンワーク偏重の指摘をどう受け止めたか？	市の業務の内容は多種多様だ。とくにルーティンワークに偏っているということはない。
ルーティン業務ばかりやっているという実際上の意味ではない。「言われたことをやっていけばいい」というルーティンな意識という意味ではないか。そういう意識に偏ってはいないか？	業務が効率的に行えるよう、行政組織規則等で定められている。定めのないものは、関係する課や班で協調して業務にあたっており、基本的にはそのようなことはない。
「こうあるべきだから、そうなっているはず」という議論を繰り返しても意味がない。まずは一人一人の職員が、何を重視して業務にあたっているのか、意識調査をしてみてもどうか？	現状では調査する考えはないが、職員の意識は、業務を遂行する上でたいへん重要な部分であると考えている。
以前、業務ミスや不祥事の原因は組織文化にあると答弁していたが、組織文化のどこをどのように改善する必要があるのか？	コンプライアンスの軽視とコンセンサスの不足によるリスク管理の弱体化がミスを起こす大きな原因。問題点を整理、再認識して、OJT（On the Job Training、職場内研修）によりチェック体制は強化されるものと考えている。
そもそもOJTが機能していれば、コンプライアンスの軽視もコンセンサスの不足も起きない。OJTにあたるべき管理職が業務を抱え込みすぎているという実態はないか？	管理職から、再発防止の提案等をとっているが、その報告のなかでは、管理職に業務が集中しているという実態は読み取れなかった。
根本的な組織改革はどこが担当するのか？	行政管理課が担当する。
先ほどの意識調査の実施も含め、組織体制を根本的に見直していく必要があると考える。いつから着手できるのか？	毎年、各課に組織についてのヒアリングを実施し、常に改善はしている。しかし、前回の大きな組織改革から、一定の時間が経過しているため、改めて時期を検討していきたい。

答弁にある「前回の組織改革」とは、平成 13 年に係制から班制に変更した組織のフラット化です。管理職としての係長でなく業務をとりまとめるだけの「班長」にして、決裁のスピードアップを図るという内容で、当時流行の組織モデルでした。制度発足当初は 97 だった班も、15 年経過した現在では 134 まで増えました。地方分権により業務が高度化・専門化して、一つの業務に特化するために次々に組織を細分化してきたのです。「隣は何をする人ぞ」というコンセンサスの不足は、細分化しすぎた組織体制によるものと考えています。早急な組織改革の必要性を訴えました。